

第2期吹田市強靱化地域計画

令和8年（2026年）3月

目次

第1章 吹田市強靱化地域計画の概要	1
1. 計画の策定趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	4
4. 計画の進捗管理	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. めざすべき将来の姿	6
2. 基本目標	6
3. 対象とする災害（リスク）	6
4. 事前に備えるべき目標	7
5. 強靱化を進める上での配慮すべき事項	7
第3章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定と 重点事項の選定	9
第4章 脆弱性の分析・評価	13
第5章 重点事項に対して特に取り組むべきものと指標の設定	15
【別紙1】 国の交付金・補助金に係る事業一覧	21

第1章 吹田市強靱化地域計画の概要

1. 計画の策定趣旨

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものです。

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布、施行され、平成 26 年（2014 年）6 月には基本法に基づき、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。その後、令和 5 年（2023 年）7 月には、新たな基本計画が策定され、デジタル新技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とし、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化されました。

本市においても、基本法の趣旨や過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動などが可能な限り速やかに回復することができるだけの「しなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組を取りまとめ、推進していくために、令和 2 年（2020 年）12 月に吹田市強靱化地域計画を策定し、取組を進めてきました。

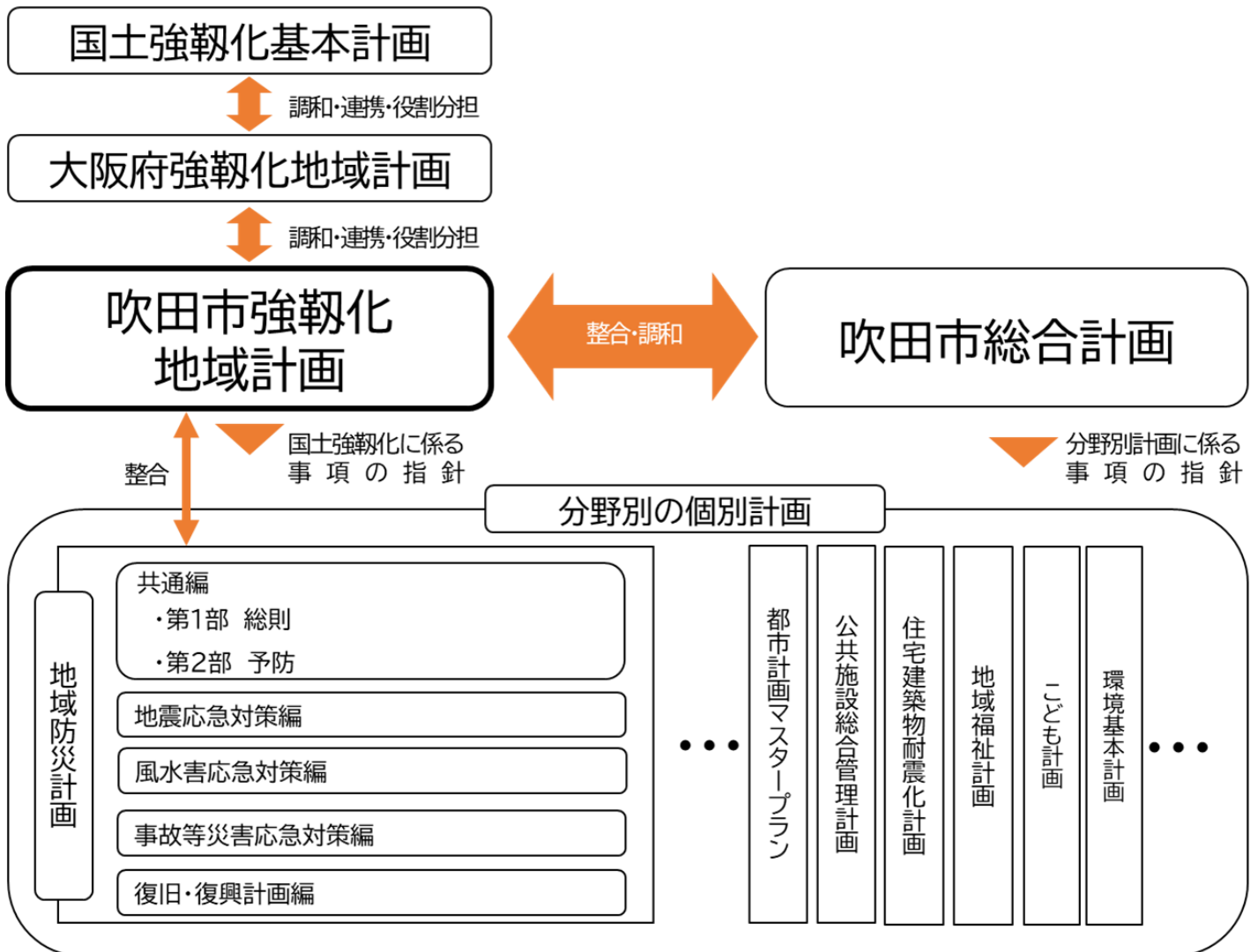
この度計画期間が終了することに伴い、新たな国の基本計画を踏まえた第 2 期吹田市強靱化地域計画（以下「第 2 期強靱化計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」と調和を保った計画です。

また、「吹田市総合計画」及び「吹田市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という）と整合・調和を図るとともに、国土強靱化に係る事項については、分野別の個別計画の指針と位置づけます。

■ 強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



■ 強靱化地域計画と地域防災計画との違い

	強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される 自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災前・発災時・発災後
特徴	最悪な事態に陥ることを避けるために、「強靱」な行政機能や地域社会を事前につくりあげていこうとするもの	「リスク」を特定し「そのリスクに対する対応」を取りまとめるもの
施策の重点化・指標	有	無
根拠法令	国土強靱化基本法	災害対策基本法

3. 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までのおおむね3年間とします。ただし、社会情勢の変化や取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の進捗管理

本計画で設定した指標を毎年度、把握、評価するなど、PDCAサイクルに沿って、効果的・効率的に取組を推進します。

第2章 計画の基本的な考え方

1. めざすべき将来の姿

本市では、変化の激しい時代にあっても、未来を見据えてさまざまな課題に対応するための施策を実行し、まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかに快適に暮らし続けられるまちをめざしています。こうした将来の姿を実現するために、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2. 基本目標

国の「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、以下の4つを基本目標とします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 人命の保護が最大限図られる(2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される(3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する(4) 迅速な復旧復興をめざす |
|--|

3. 対象とする災害（リスク）

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域に多大な影響を与えることが想定される大規模自然災害【地震・風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）】を対象とします。

なお、本市域の災害環境については、本市域に係る防災に関し、総合的かつ基本的な計画である地域防災計画に記載するとおりとします。

4. 事前に備えるべき目標

国の「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、以下の6つを事前に備えるべき目標とします。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5. 強靱化を進める上での配慮すべき事項

先に掲げた4つの基本目標と6つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安心・安全を確保するため、以下の点に配慮しながら地域強靱化に取り組みます。

(1) 市民等の主体的な参画

市民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、大阪府、市、市民、事業者、地域団体、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組を促進します。

(2) 効果的・効率的な施策の推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効果的・効率的な手法の検討を心がけます。また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

また、強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意するものとします。

(3) 大阪府や近隣自治体との連携

大阪府や近隣自治体等と十分な情報共有・連携を図り、効果的な防災・減災の取組を推進します。

第3章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） の設定と重点事項の選定

「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の妨げとなるものとして、26項目の「起きてはならない最悪の事態」を本市の特性を踏まえたものとして設定しました。

また、限られた資源で効果的・効率的に本市の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本計画では、国の「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、影響の大きさと緊急度等の観点から、12の「起きてはならない最悪の事態」を重点事項として選定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		重点事項
(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	○
	1-2	住宅密集地等における大規模な自然災害と大規模火災の同時発生による多数の死傷者の発生	○
	1-3	突発的又は広域にわたる洪水・高潮に伴う市街地等への長期的な浸水及び冠水や防災インフラの損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生	○
	1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	○
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	

事前に備えるべき 目標	起きてはならない最悪の事態		重点 事項
	2-6	長期にわたる孤立地域等の同時発生	
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	
(3) 必要不可欠な 行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
	3-2	公共施設・職員等の被災による行政機能の大幅な低下	
(4) 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下及び食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響	○
	4-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	
	4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下	
(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止	
	5-3	上下水道施設やごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止	○
	5-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	○

事前に備えるべき 目標	起きてはならない最悪の事態		重点 事項
(6) 社会・経済が 迅速かつ従前より強 靱な姿で復興できる 条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態	
	6-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	
	6-6	風評被害や信用不安による生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な被害	

第4章 脆弱性の分析・評価

脆弱性の分析・評価は、「起きてはならない最悪の事態」を引き起こす要因を洗い出し、最悪の事態を回避するための施策に不足するものがないか、どの施策を重点的に取り組んでいく必要があるか等を明らかにするものです。

本市では、地域防災計画「共通編 第1部総則」で、本市の自然的条件に加え、人口、土地利用等の社会的条件等を勘案し、災害による被害の想定を行い、「共通編 第2部予防」で災害の未然防止と被害の軽減を図るために市及び関係機関の処理すべき事務又は業務を網羅的に示しています。

地域防災計画は、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を包括していることから、本計画の脆弱性の分析・評価の結果とします。

第5章 重点事項に対して特に取り組むべきものと 指標の設定

第2期強靱化計画は、「地域の強靱化」という幅広い分野に及ぶ施策に係る最上位計画であることから、地域防災計画をはじめとした各分野の個別計画において具体的な施策を位置づけています。

本章では、地域防災計画「共通編 第2部予防」と整合を図っており、「起きてはならない最悪の事態」の重点事項（本計画 第3章）に対し、特に取り組むべきものと指標を設定しました。

※当初値は令和6年度（2024年度）、目標値は令和10年度（2028年度）時点のものとしします。

取組	担当 部局	重点 事項	指標名	当初値	目標値	指標と対応する 個別計画
1 市街地の 整備	土木部	1-1 1-2 1-3 1-4 2-2	1 都市計画道路の整備率	93.3%	96%	都市計画マスター プラン
			2 橋梁の健全度1の割合	89.5%	92.4%	橋梁個別施設計画 橋梁長寿命化修繕 計画
			3 橋梁の耐震化率	48%	56%	橋梁個別施設計画 橋梁耐震化計画
	下水道 部		4 重要な幹線等の耐震化率	27.7%	28.5%	下水道総合地震対策 計画（第二期）
			5 下水処理場・ポンプ場の 耐震化率	19.2%	25%	
	水道部		6 雨水排水施設の整備率	54.1%	55%	下水道事業経営戦略 2019（改訂版）
			7 浄水施設の耐震化率	29.9%	36%	すいすいビジョン 2035
			8 配水池の耐震化率	89.2%	95%	
			9 基幹管路の耐震管率	53.2%	58%	
			10 重要給水施設管路耐震管率 （箇所比）	24.6%	35%	
	11 地下水源率		5.6%	9%		

取組		担当 部局	重点 事項	指標名		当初値	目標値	指標と対応する 個別計画
2	建築物等 の安全対 策	都市 計画部	1-1	12	令和6年度調査で判定した評点 が100点以上の空き家の件数	33件	20件	空家等対策計画
				13	市有建築物の耐震化率	98.8%	100%	住宅建築物耐震化計画 公共施設（一般建築 物）個別施設計画
		消防 本部	3-2	14	防火対象物に対する消防設備の 査察実施率	99.9%	100%	地域防災計画
		地域 教育部		15	市が管理する文化財建造物に おける消防訓練回数	年1回	年1回	
3	水害予防 対策	下水道 部	1-3 1-4	再 掲	雨水排水施設の整備率	54.1%	55%	下水道事業経営戦略 2019（改訂版）
4	地盤災害 予防対策	総務部	1-3 1-4	16	避難確保計画の作成率	100%	100%	地域防災計画
5	防災組織 及び活動 体制の整 備	総務部	1-1 1-2 1-3 1-4 2-1 2-2 2-4 2-7 5-1 5-3	17	一斉配信システムへの 返信率	77.7%	80%	業務継続計画 受援計画
					18	各種団体との防災協定締結数	97件	
				19	災害対策本部運営訓練の 実施回数	7回	10回	
6	情報収集 伝達体制 の確立	総務部	1-1 1-2 1-3 1-4 2-1 5-1	20	国・府システムと連動した情報 収集・伝達訓練の実施回数	10回	15回	地域防災計画

取組		担当 部局	重点 事項	指標名		当初値	目標値	指標と対応する 個別計画
7	消防体制 の整備	消防 本部	1-1 1-2 1-3 1-4 2-1 5-1	再 掲	防火対象物に対する消防設備の 査察実施率	99.9%	100%	地域防災計画
				21	応急手当講習会受講者数	11,418人	10,000人 以上	
				22	救急救命士常時2名乗車の 充足率	95%	100%	
				23	消防団員の充足率	62%	72%	
8	応急医療 体制の整備	健康 医療部	2-2 2-3 5-1	24	大規模災害発生を想定した保健 所内実働訓練の実施	年1回	年1回	地域防災計画
9	緊急輸送 体制の整備	土木部	1-1 1-2 1-3 1-4 2-1 2-2 2-4	再 掲	都市計画道路の整備率	93.3%	96%	都市計画マスター プラン
10	避難体制 の確立	総務部	1-1 1-2 1-3	25	避難確保計画作成施設における 訓練実施率	6%	80%	地域防災計画
				再 掲	避難確保計画の作成率	100%	100%	
				26	浸水想定区域内に位置する児童 会館における、水害を想定した 避難訓練実施回数	年1回	年1回	
		児童部	1-4 2-3					
11	非常用物 資の確保 体制の整備	総務部	2-3	27	備蓄物資の備蓄目標の達成率	15.8%	29%	備蓄計画
		水道部	2-7	28	応急給水施設数	45箇所	49箇所	すいすいビジョン 2035

取組		担当 部局	重点 事項	指標名	当初値	目標値	指標と対応する 個別計画
12	ライフライン確保体制の整備	下水道部	1-3 2-7	29 年間の防災対策訓練実施回数	年1回以上	年1回以上	地域防災計画
		水道部		30 年間の災害対策訓練実施回数	24回	20回	すいすいビジョン2035
13	要配慮者対策	都市魅力部	1-1 1-2 1-3 1-4	31 吹田市ワンストップ相談センターHPでの多言語情報掲載件数	47件	50件	多文化共生推進指針 多文化共生推進アクションプラン
		児童部		32 児童発達支援施設における避難訓練実施回数	月1回	月1回	地域防災計画
				33 児童会館における避難訓練実施回数	月1回	月1回	
				34 公私立保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数	月1回	月1回	
		福祉部		35 災害時要援護者支援に関する協定を締結した地区の割合	38.2%	100%	第4次地域福祉計画
		学校教育部		36 学校施設のエレベーター整備率	39.6%	50.9%	公共施設（一般建築物）個別施設計画
14	防災意識の高揚	総務部	1-1 1-2 1-3 1-4 再掲	37 防災講座の参加者数	2,994人	5,000人	地域防災計画
				38 児童を対象とした防災講座・イベントの実施回数	15回	30回	
		児童部		児童発達支援施設における避難訓練実施回数	月1回	月1回	
				児童会館における避難訓練実施回数	月1回	月1回	
				公私立保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数	月1回	月1回	
		消防本部		39 防火・防災講演会、玩具花火教室の参加者数	1,595名	1,000名以上	
		地域教育部		40 防災講座を年1回以上実施している公民館数	16館	29館	

第2期強靱化計画 第3章で設定した「起きてはならない最悪の事態」と地域防災計画の「共通編 第2部予防」に掲げる取組の関係は以下のとおりです。

- ・起きてはならない最悪の事態の重点事項(本計画 第3章)【☆】
- ・起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組【○】
- ・起きてはならない最悪の事態を回避するために必要であり、特に重点化すべき取組【●】

☆かつ●が1つでも当てはまる取組を、起きてはならない最悪の事態の重点事項に対し、特に取り組むべきもの(★)と設定し、第2期強靱化計画に位置づけます。

		起きてはならない最悪の事態(第3章)																									
		1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	3-1	3-2	4-1	4-2	4-3	5-1	5-2	5-3	5-4	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	6-6
		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆						☆			☆		☆	☆						
地域 防災 計画 「共通 編 第2部 予防」 ※一部 抜粋	① 市街地の整備	★	●	●	●	●	○	●	○	○		○	○				○		○	○	○	○				○	
	② 建築物等の安全対策	★	●	●									●		○											○	
	③ 水害予防対策	★			●	●						○					○	○								○	
	④ 地盤災害予防対策	★			●	●						○														○	
	⑤ 危険物等災害予防対策			○												○											
	⑥ 放射線災害予防対策			○												○											
	⑦ 防災組織及び活動体制の整備	★	●	●	●	●	●	○	●	○		●	○	○	○	○		●	○	●	○	○	○	○	○	○	○
	⑧ 情報収集伝達体制の確立	★	●	●	●	●	●				○					○		●			○					○	○
	⑨ 消防体制の整備	★	●	●	●	●	●							○		○		●		○						○	
	⑩ 応急医療体制の整備	★						●	●				○					●									
	⑪ 緊急輸送体制の整備	★	●	●	●	●	●	●		●	○				○					○		○		○			
	⑫ 避難体制の確立	★	●	●	●	●			●		○			○				○									
	⑬ 応急復旧体制の整備																								○		
	⑭ 二次災害防止体制の整備		○			○																					
	⑮ 非常用物資の確保体制の整備	★							●				●														
	⑯ ライフライン確保体制の整備	★			●			○	○	○			●		○	○			○	○	○						
	⑰ 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備								○				○							○			○				
	⑱ 遺体安置所、火葬場等の確保												○														
	⑲ 要配慮者対策	★	●	●	●	●					○																
	⑳ 帰宅困難者支援体制の整備		○	○	○	○					○																
	㉑ 防災意識の高揚	★	●	●	●	●																				○	
	㉒ 自主防災体制の整備		○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○		○	○		○					○	
	㉓ ボランティア活動環境の整備					○					○												○			○	

【別紙1】国の交付金・補助金に係る事業一覧

第2期強靱化地域計画第5章に掲げる取組のうち、関係省庁所管の交付金・補助金等の支援対象となる予定事業一覧は以下のとおりです。

省庁名	交付金・補助金名等	事業名・取組等	第2期強靱化計画の重点事項に対する取組(第5章)	担当部局
総務省	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備費補助事業として、消防車両や資機材等の整備を実施します。	7 消防体制の整備	消防本部
文部科学省	学校施設環境改善交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・防災機能強化事業(校舎) 【令和8年度～令和10年度】 豊津第一小学校・山田第三小学校・千里たけみ小学校・片山中学校 ・防災機能強化事業(屋内運動場) 【令和8年度～令和10年度】 吹田第二小学校・千里新田小学校・山田第二小学校・山田第三小学校・北山田小学校・高野台小学校 ・防災機能強化事業(空調更新) 【令和8年度～令和10年度】 吹田第二小学校・吹田東小学校・吹田第六小学校・千里第三小学校・千里新田小学校・豊津第一小学校・片山小学校・東山田小学校・西山田小学校・北山田小学校・青山台小学校・千里たけみ小学校・第六中学校・佐井寺中学校・豊津中学校・古江台中学校 ・バリアフリー対策事業 【令和8年度～令和10年度】 吹田第二小学校・千里新田小学校・豊津第二小学校・片山小学校・古江台小学校・千里たけみ小学校・第一中学校・佐井寺中学校・南千里中学校・青山台中学校・古江台中学校 	2 建築物+等の安全対策 10 避難体制の確立 13 要配慮者対策	学校教育部

省庁名	交付金・補助金名等	事業名・取組等	第2期強靱化計画の重点事項に対する取組 (第5章)	担当 部局
文部 科学省	学校施設環境改善 交付金	・トイレリニューアル事業 【令和8年度～令和10年度】 吹田第三小学校・吹田東小学校・吹田南小学校・ 千里第一小学校・千里第二小学校・千里第三小 学校・千里新田小学校・岸部第一小学校・豊津第一 小学校・豊津第二小学校・片山小学校・南山田小 学校・佐竹台小学校・津雲台小学校・古江台小 学校・藤白台小学校・桃山台小学校・千里たけみ小 学校・第一中学校・第六中学校・片山中学校・佐 井寺中学校・南千里中学校・豊津中学校・豊津西 中学校・山田中学校・竹見台中学校・古江台中 学校	2 建築物等の安全対策 10 避難体制の確立 13 要配慮者対策	学校 教育部
	国宝重要文化財等 保存・活用事業費 補助金	国宝・重要文化財建造物の保存修理 ・(重要文化財)旧西尾家住宅 【令和2年度～令和11年度】 国宝・重要文化財の保存活用 ・(重要文化財)旧西尾家住宅 【令和7年度～令和11年度】	2 建築物等の安全対策	地域 教育部
	国宝重要文化財等防災 施設整備費補助金	文化財建造物の防災体制強化 ・(重要文化財)旧西尾家住宅防災設備整備 【令和6年度～令和11年度】	2 建築物等の安全対策	地域 教育部
厚生 労働省	社会福祉施設等施設 整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 に基づき、障がい福祉サービス事業所の整備を進 めます。 ・事業名 障害者福祉施設整備補助事業 ・事業期間 令和8年度～	2 建築物等の安全対策 13 要配慮者対策	福祉部
	地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付金	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援 事業	2 建築物等の安全対策 13 要配慮者対策	福祉部

省庁名	交付金・補助金名等	事業名・取組等	第2期強靱化計画の重点事項に対する取組(第5章)	担当部局
国土交通省	防災・安全交付金	高浜橋耐震補強及び補修工事 【令和4年度～令和8年度】 総事業費約10億円	1 市街地の整備 9 緊急輸送体制の整備	土木部
		浄配水施設整備事業・管路整備事業 【令和8年度～令和17年度】	1 市街地の整備 11 非常用物資の確保体制の整備 12 ライフライン確保体制の整備	水道部
		管路地震対策事業 【令和7年度～令和10年度】	1 市街地の整備 3 水害予防対策 12 ライフライン確保体制の整備	下水道部
		処理場等地震対策事業 【令和7年度～令和10年度】	1 市街地の整備 12 ライフライン確保体制の整備	下水道部
		管路施設浸水対策事業 【令和6年度～令和10年度】	1 市街地の整備 3 水害予防対策 12 ライフライン確保体制の整備	下水道部
		処理場等雨水対策事業 【令和6年度～令和10年度】	1 市街地の整備 3 水害予防対策 12 ライフライン確保体制の整備	下水道部
		内水浸水リスクマネジメント推進事業 【令和6年度～令和9年度】	3 水害予防対策	下水道部

省庁名	交付金・補助金名等	事業名・取組等	第2期強靱化計画の重点事項に対する取組(第5章)	担当部局
国土 交通省	防災・安全交付金	公園施設長寿命化計画を基に、公園施設の改築等を実施し、公園利用者の安全確保と公園機能の保全を図ります。	1 市街地の整備 10 避難体制の確立	土木部
		・事業名 公園施設長寿命化対策支援事業「吹田市内における安全・安心な公園等の整備(防災・安全)」		
		災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業等を推進する。	1 市街地の整備 2 建築物等の安全対策	都市 計画部
		災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	1 市街地の整備 2 建築物等の安全対策	都市 計画部
	住宅市街地総合整備促進事業費補助	災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。	10 避難体制の確立	都市 計画部
	水道施設整備費補助	浄配水施設整備事業・管路整備事業 【令和8年度～令和17年度】	1 市街地の整備 11 非常用物資の確保体制の整備 12 ライフライン確保体制の整備	水道部
	都市構造再編集集中支援事業費補助	上の川周辺整備事業	1 市街地の整備 9 緊急輸送体制の整備 10 避難体制の確立	土木部
		都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業	1 市街地の整備 9 緊急輸送体制の整備 10 避難体制の確立	土木部
	社会資本整備総合交付金	佐井寺西土地区画整理事業	1 市街地の整備 4 地盤災害予防対策 9 緊急輸送体制の整備 10 避難体制の確立	土木部